

豊中市中小企業等アドバイザー派遣制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業等に対して、国・府、関係機関との連携促進と役割分担を踏まえて、専門的立場から相談・助言・指導等の支援（以下「支援」という。）を行う専門家（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、「環境の変化に対応できる、自立した企業が育つことを応援する」ことを通じて、市内の産業振興を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- (2) 個人であって起業の計画を有し、事業を実施しようとする者
- (3) ビジネス的事業運営に取り組むNPO等
- (4) 前3号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う、又は行おうとする団体

(支援対象事業所)

第3条 この要綱において、派遣の対象となる中小企業等は、豊中市内の中小企業等とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、または暴力団若しくは暴力団の統制下にある者は除く。

(派遣申込)

第4条 この要綱において、アドバイザーの支援を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、「豊中市中小企業等アドバイザー派遣申込書」（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、国・府、関係機関との連携促進と役割分担を踏まえて内容を審査の上、予算の範囲内で、派遣の可否及び派遣回数並びに派遣するアドバイザーについて決定し、「豊中市中小企業等アドバイザー派遣決定通知書」（様式第2号）により速やかに申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に基づくアドバイザーの派遣のほか、市内中小企業等の実態を把握するため及び市内中小企業等を支援するため、アドバイザーを随時派遣することができる。
- 3 市長は、第1項によりアドバイザーの派遣を決定したとき及び第2項によるアドバイザーの派遣を行うときは、「豊中市中小企業等アドバイザー活動依頼書」（様式第3号）により支援を求めるアドバイザーに支援活動を依頼するものとする。

(派遣回数の変更)

第6条 申込者が前条第1項の規定により決定された派遣回数の変更をしようとするときは、あらかじめ「豊中市中小企業等アドバイザー派遣変更申込書」（様式第4号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の変更申込書の提出があったときは、アドバイザーの意見を聴取した上で内容を審査し、変更の可否を決定し、「豊中市中小企業等アドバイザー派遣変更決定通知書」（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 第5条の規定により派遣されたアドバイザーは、派遣の都度、速やかに「豊中市中

小企業等アドバイザー活動状況報告書」(様式第6号)を提出するものとする。

(事業の完了報告)

第8条 アドバイザーの派遣が完了した際、第5条第1項の通知を受けた申込者は、「豊中市中小企業等アドバイザー派遣事業完了報告書」(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(支払)

第9条 市長は、第7条の規定により報告を受けた場合は、その内容を審査の上、適当と認める場合は、速やかに謝礼金を当該アドバイザーに支払う。ただし、第4条の申し込みに基づくアドバイザー派遣の場合、市が支払う謝礼金は一申込者につき同一年度に5回まで、1回あたり3万円を限度とし、これを超える場合は申込者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。